

令和4年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 令和4年(2022年)7月21日(木)
午後2時22分~午後4時00分
場所 市庁舎本館4階410会議室

- 1 出席者 古城会長、高橋委員、高宮委員、秋山委員、福島委員、根岸委員、高山委員、林委員、宮本委員、今井委員、綾部委員

以上11名

(欠席者:2名)

事務局:重田健康・こども部長、鈴木保険年金課長、長島課長代理、坪内担当長、佐々木主査、村井主任、清水主事

以上7名

- 2 傍聴者 0名

- 3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により会議は成立した。

- 4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長:協議会次第に従いまして議事を進めます。

議題(1)「令和3年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込み」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:委員改選後、初回となるため、初めに国民健康保険運営協議会の法的根拠等を確認した後、令和3年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて、資料を確認しながら、令和3年度決算の概要や特徴、国民健康保険税の収納率等について説明した。

会 長:皆様から質問等がございましたらお願いします。

委 員:保険制度について聞きたいと思います。滞納すると、例えばお金を支払って初めて

権利が生じるのか、権利が先に生じて後にお金を収めるのか、どちらが先なのか教えていただきたい。例えば年間100万支払わないと保険証が貰えないのか、それよりも、先に保険証が来て後から支払うのか、どちらなのか教えていただきたい。

会 長：御質問は、滞納するということはどういうことなのかと、保険証が発行されることとの関係の二点の質問でよろしいでしょうか。事務局よろしく申し上げます。

事務局：保険証に関しまして、滞納されると保険証が発行されないということではなく、基本的には8月1日から7月31日までが一つのスパンなのですけれども、時期がきたら保険証は送付します。ただし、滞納している方に関しては、限度額適用認定証といいまして、提示すれば窓口での支払いが限度額まで済むという証があるのですが、それは発行しないという形で少し制限をかけています。権利自体は生じるけれども、滞納している方に関しては、全部が他の方と同じということではなく、制限をかけている部分もあります。

事務局：滞納に関してお話をさせていただきます。全ての方に保険証は発行しており、保険税については、前年の所得や家族構成に応じて1年分を10回に分けて支払っていただいております。前年は収入が多かったけれども、今年は収入が少ないという方もいますので、支払いが難しいという場合には納付相談という機会を設け、例えば10回分を更に分けて支払いいただくということもしております。それ以外の方法としては、生活状況に合わせて減免制度というものがあります。最近では、コロナで収入が減少した方には条件に合えば減免ということもできます。このように、事情によっては、相談を受けさせていただいて、お支払いをしていただくようにしております。

会 長：どの時点から滞納かという点については、いかがでしょうか。

事務局：納期限を過ぎると滞納ということになります。

委 員：年金を貰っている人は年金から差し引かれますよね。滞納している方は、そういうもので紐づけされていないということでしょうか。

事務局：納付書で支払っていただいている方に滞納が多いです。国民健康保険税は年10回の納期なので、納め忘れという方もいらっしゃいますので、その部分が滞納になってしまいます。できれば年金天引き以外の徴収でしたら口座振替をお勧めしております。

会 長 ありがとうございます。その他の委員から御質問ありますか。

委 員：基金の関係について聞きたいです。平成30年度の改正で運営主体が神奈川県になりました。各市町村が持っていた基金の金額の目安が確か制度改正前は予算の4パーセント程度が望ましいという通達があったと思います。神奈川県が運営主体になったことによって、各市町村の基金の取り扱いを知りたいです。平塚市においては、制度改正前は4パーセントとか関係なくあまり積極的には積み立てを行っていなかったと資料に書いてあります。今は計画的に積み立てを行っているとのこと。新制度で3年4年とたちましたから、多分軌道にのってきていると思います。制度改正前の4パーセントを一つの目安という考え方がありますが、計画的というのはどこを目指しているのか教えていただきたい。基金自体の考え方についても、運営主体が神奈川県になったことで変化があったのかということも教えてもらえますでしょうか。

会 長：質問は二点ですね。まず、都道府県に移行したことによってどう変化があったかということ、それ以降の計画的な積み立てというのはどういう意味なのかという二点の御質問だと思います。

事務局：まず県に移行したことによって、どう変わってきたかというところですが、県の方で基金については、前年度の保険税調定額の5パーセント以上を目指してほしいというところがありまして、まず、そこは最低限確保すべきものと捉えています。また、特別調整交付金の方で前年度の保険税調定額の5パーセント以上を保有していくことが一つ加算の項目としてありますので、交付金を確保するために、まず5パーセントは絶対確保していきたいと考えています。

どのあたりを目指していくかにつきましては、今は積み立てをしたいのですが、なかなか積み立てができない状況になっておりますので、先ほど言った5パーセント、約2億8千万円というところを最低限維持しつつも、積めるときは積んでいって最終的には6億位まで目指したいと思っております。それというのが、前年度保険税調定額の今は5パーセントですが、将来的に10パーセントとなったときにも対応できるように目指していきたいと考えているところです。

委 員：合わせていいですか。以前は、一生懸命取り組んでいる市町村には、奨励金という例えばいくつかの項目と合わせて特定の市町村にはお金がきていたと思うのですが、けれども県が運営主体になったことによって、それらしき制度は今もあるのですか。

会 長：質問は基金（積み立てをやってきたこと）に対しての奨励金ということですか。

委 員 積み立てもそうなのですが、全体的な制度についてです。前は制度があったと思いますが、今もあるのですか。

事務局：今も保険者努力支援制度交付金や特別調整交付金というものがあり、市町村の努力によって加算されていってその結果交付金が貰えるという制度があります。

委 員：現状、平塚市はどのようなのですか。

事務局：現状、そこに合致するように組織を整えたりしています。少しずつ毎年毎年上がっている状況です。

委 員：関連で毎年平塚市の職員の方は職員提案や事務改善の報告を上げていると思います。職員から色々なアイデアを募ってそれを政策等に反映をしていくと思いますが、先ほどの質問に関連して例えば職員提案、事務改善と項目は違うと思いますが、直近に職員提案でこんなものが採用されたとか、あるいは被保険者目線でのこういう風に改善しましたという代表的なものは、近年ではありますか。

事務局：職員提案などについては、事務的なところの改善をした等の報告が多くて実際の国保制度のこういう改革をしましてとかは上げていない状況です。実際、課の中だけで報告とかは特にせず、中で改善したといったものが多いです。

委 員：毎年上がっているのですか。

事務局：毎年上がっています。事務改善は必ず上げるということをやっています。

委 員：特別会計の事務ってすごく大変ですよ。定例的な事務でもあり、被保険者もいて、抱えているところって結構あると思います。被保険者目線で少しでも保険税が安くなるようにとか、あるいはお客様を待たせたりしないようにとか色々な改善があると思いますが、職員からアイデアが上がってこない、できない部分があると思うので、併せて聞きました。毎年上がっているというのを聞いてほっとしました。引き続き頑張ってもらえればと思います。

事務局：御意見、ありがとうございます。保険年金課は昨年度も市役所内部でも職員提案件

数が多い方でありまして、被保険者目線で事務改善をすることによって、窓口改善もそうですし内部事務を改善することによって最終的には被保険者に対して貢献や保険税率を抑えることができるという効果までいくと思いますので、引き続き職員提案は課内でも推奨しておりますので、積極的にやっていきたいと思います。今年10月にはWEB口座振替受付を導入するなど、庁内でも積極的に新しいことに取り組んでおりますので、今後もやっていきたいと思っております。先程の保険者が努力した分の交付金は何かあるかという質問があったと思うのですが、A3の紙の歳入の方で真ん中くらいに県支出金というのがございまして特別交付金というのがあります。令和3年度は8,460万5,000円という保険者が努力した分お金が入ってきておりますので、引き続きこちらでも努力して確保していきたいと思っております。

委員：ぜひ頑張ってください。

会長：ありがとうございます。御質問いただいたところを少しまとめますけれども、基金については、5パーセントを目指すというところから言われるようになっていて、今56億円ぐらいですね調定金額が。5パーセントという暗算ですが、2億8千万円ぐらいですね。実際には資料をみると3億円以上あるということで、5パーセントには達しているということでした。これからは10パーセントいけばいいと思っただけなんですけれども、なかなか難しいという説明だったと思います。それから、被保険者目線でどういう努力をしているのかですとか国からどういった奨励がされているのかという質問があったと思っております。奨励金については、保険者努力支援制度という、そこに評価されているということだったと思います。それ以外にも事務改善が毎年提案されているということでした。ぜひどういったところを努力しているのか、加算されているというのをわかりやすい資料があると御質問されている方も納得されると思いますし、ひいては被保険者の方もこういうことをしてくれているのだということがわかると思いますので、ぜひ事務局も資料を提出していただくと有難いと思います。

他に質問ありますか。

委員：保険者努力支援制度について聞きたいです。保健指導とか色々なもので実施率や受診率を上げるということがあると思いますが、先ほど9ページのところで受診率の向上や保健事業の実施率の向上に関するナッジ手法を組み込んだ通知をしているということでお聞きしたいのですが、昨年度初めて作られたものなのか、どれくらいの効果があったかを実際のチラシを見てみたいのですが、教えていただきたい。

会 長：特定保健指導のナッジ手法を組み込んだ通知がいつから始まってどういう効果をあげられているのか、どういったものを使っているのかという御質問です。

事務局：ナッジ手法に関しては近年いかに対象者にわかりやすく行動変容を促していくかという理論になっていくのですけれども、これまで、特定保健指導は別の課でやっており、必要性ですとか申し込み方法というのを文書で長々と書いていたのですけれども、一目で見て、図ですとか矢印ですとかQRコードなどを使って、ほとんど読まなくても申し込みの必要性がわかる申込をしやすいという行動を促すような文章を積極的に入れていこうということで特定保健指導のチラシにナッジ手法を積極的に入れさせていただきました。今日チラシは準備していませんけれども、申し込むには3ステップです。受ける場所選んでください。病院に電話をするかQRコードを読み込んでください。当日来てくださいという3つの段階を図で簡単に示したものを対象者様に入れさせていただいております。実際のところ、今回お示ししております特定保健指導の速報値に関しては保健指導自体が実際3ヵ月かかります。受けてから利用勧奨してその方が特定保健指導を始めて終わって3ヵ月たって評価をしてという経緯をたどりますので、まだ正直実施している半ばという段階ではあるのですが、令和2年の5月と令和3年の5月を比較したところ、2ポイントほど上がっていますので、これまでのやり方よりは利用者が増えているのかなと私の方としては評価しております。ナッジ手法で申し込んだ方も実際徐々に増えています。

会 長：昨年度から取り組んでいるということによろしいでしょうか。

事務局：はい、取り組み自体は令和3年の案内から始めております。

会 長：よろしいですか。これは事務局からの改善の取り組みでしょうか。

事務局：はい、その通りです。

会 長：先ほど委員から御質問のあった事務局からの改善という事だと思えます。

他に御質問ありますでしょうか。

他に質問はないようですので、令和3年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込みは終了したいと思います。

続きまして、令和4年度平塚市国民健康保険資格給付取組方針及び令和4年度平塚市国民健康保険税収納対策取組方針について説明をお願いします。

事務局：令和4年度平塚市国民健康保険資格給付取組方針及び令和4年度平塚市国民健康保険税収納対策取組方針について、資料に沿って説明した。

会 長：事務局からの説明について何か御質問がある方はお願いいたします。

委 員：資料2 - 1の6ページの不当利得の圧縮というところで被保険者証が有効でないものを使っているというところで、これはオンライン資格確認すれば該当者ではないことはすぐわかるのでしょうか。

事務局：そうですね、オンライン資格確認ができる医療機関であれば、見れば、すぐにわかります。

委 員：もう一点あります。キャッシュレス決済の手数料は3パーセントぐらいかかると思いますが、それは市の負担ですか。

事務局：市が負担するものです。

会 長：市の負担ということですか、それとも特別会計上の負担ということですか、どちらでしょうか。

事務局：特別会計上の負担です。

会 長：他に御質問はありますか。

委 員：2点ほど質問があります。まず、徴収の関係について聞きたいです。都道府県が運営主体になっても市町村によって料と税とあると思いますが料と税があった場合、同じ市の中で国民健康保険が例えば料で市民税が税だった場合、処分をするときに、どうしても保険料が負けてしまうと思います。そうすると、平塚の場合、国民健康保険は税ですが他の固定資産税とか色々な税がありますが、順番は何かあるのでしょうか。

会 長：順番というのは、保険税と市民税の順番ですか。

委 員：そうです。平塚市の場合は保険料ではなくて税で、徴収できる期間は5年間だと思います。他の税も5年間ですから、内容によって市役所の中で徴収する順番はある

のでしょうか。

事務局：同じ税ですので対等になります。税に関しては納税課というところが徴収しています。国民健康保険税は私ども保険税担当が徴収しておりまして、一つの案件に対して連携できるものもあるのですが、連携できていない、気が付いていないものもありますのでその場合は早い者勝ちになりまして、先に手をつけたものが先に徴収をしてよいということになります。

委員：職員の努力だと思しますので、ぜひ頑張ってください。もう一点は、外部委託について聞きたいです。委託している場合はどこからどこまでが委託なのでしょう。例えば窓口で被保険者がきて申請書を出す場合、その流れのどこからどこまでが委託でどこから市の職員となるのか。書類が決裁を経て委託に戻ってくるのか、あるいは市の職員がそのまま被保険者に説明するのか色々あると思うのですがその辺が詳しくは法律でどこまでが直営ではないといけないというのがあったと思いますが、委託と直営の境目はどこなのか教えていただきたい。

会長：外部委託の内容をまず御説明いただいた方がいいかと思います。

事務局：平塚市では窓口委託を包括的に行っておりまして、市民課と保険年金課とマイナンバー推進課が一つの業者と窓口委託をやっています。保険年金課においては、国民健康保険と後期高齢者医療の二つが窓口委託を行っております。国民健康保険については、一例なのですが、お客様が来られて受付から必要書類の確認まではやってもらい市の職員のチェックを受けた後交付までやってもらっています。後は委託契約をどこまで結ぶかということもあると思うのですが、現状としては市の職員のチェックが入りますが、受付から交付までの一連の流れをお願いしています。

委員：拡大していくとかそういう部分は考えていなくて今やっていることが限界なのだと法律的にもそういったところはあるのでしょうか。

事務局：そうですね、新しい業務が入ってくればそういうところをお願いできるかなと思いますが、今の受付から交付までについては、お願いできるところはやってしまっているのかなと思っています。

委員：クレーム対応はどのようなのでしょうか。

事務局：エスカレーションということで最初は委託業者の担当者が受けて、次に委託業者のリーダーが対応します。その次に保険年金課の職員が対応します。最終的には、担当長が対応する形になっております。

会 長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委 員：資料2の方の収納対策の関係で事務局の方で努力をされて徴収率のポイントが上がっています。二つ聞きますけれども、一つは滞納繰越分が4.34ポイント上がっていることは大きいなと思うのですけれども徴収員の方が増えたとか大口があったとか理由が知りたいということと、現年で徴収できないと過年度になると極端に数字が下がりますよね。現年の徴収が一番効率的、当たり前ですけれども納め忘れがあるということであれば、口座振替を目標に掲げていらっしゃるけれども、新規加入者の70パーセントということで大変な目標だと思いますけれども窓口での口座の申請の強化とありますが具体的にはどのような取り組みをなさるか、先ほどの滞納繰越分が増えた理由と口座振替の進め方、やり方をお聞きしたい。

事務局：滞納繰越分が増えた部分について、令和2年度はコロナで緊急事態宣言も出ておりその時は先が見通せない状況だったので、催告書を出すと来庁される方が多かったので来庁を促すようなことはできないということで催告書を出すのを止めました。滞納繰越分に関しては催告書を出さないと収納率が上がりません。ですので、2年度は下がってしまいました。3年度で少し状況が変わったので、催告書を出す回数を増やしたところ、収納率が前年度より上昇したということになります。それプラス先ほどから話が出ているpipitLINQという財産調査をデジタル化しました。そちらによって今まで財産調査に2～3ヶ月かかっていたのですがデジタルはすぐに戻ってきます。状況がすぐにわかり差し押さえに繋がる案件が増えるなど滞納繰越分の収納率の向上に貢献しました。次に現年度分の口座の取り組みに関してですが、10月よりWEB口座振替サービスを導入します。これは、市役所や銀行に来ることなく、24時間自宅のスマホやパソコンで口座振替の申し込みができますので、それを活用し口座振替率を増やしていきたいと考えています。窓口は令和2年度に導入したペイジー口座振替受付サービスがあります。キャッシュカードと暗証番号があれば銀行印を押印することなく口座振替の申し込みができるサービスとなっていますので、そちらも活用し口座振替率を上げていきました。当初納通を出す際には、これらのお知らせを積極的に入れて口座振替率を上げて現年度の収納率を上げていこうと令和4年度は考えております。お支払いは、口座振替でということらを浸透させていきたいと考えています。

会 長：ありがとうございます。他にありませんでしょうか。

委 員：(その他、意見・質問等なし)

会 長：ありがとうございます。特に無いようでございますので資料2については事務局の説明のとおりとさせていただきます。今回用意された議題は全て終了しましたが、その他に委員の皆様からお気づきの点や質問があればお願いいたします。

委 員：(その他、意見・質問等なし)

会 長：ありがとうございました。皆様におかれましては活発な御意見いただきましてありがとうございます。国民健康保険は最後の砦の役割を持っていますし、皆様から色々な視点で御意見をいただくことが重要だと思っておりますので、今後とも様々な御意見をいただければと思います。

事務局：それではこれもちまして、第1回平塚市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。次回第2回は11月17日(木)午後2時から410会議室で開く予定です。長時間にわたり御協力ありがとうございました。

5 閉会

令和4年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。